お子さんの心身の発達に不安があるとき

相談したいとき

保健所

小児科医師・心理士・理学療法士による予約制の健診や相談、保健師・栄養士・歯科衛生士による随時相談を行っています。

相談・問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課
保健相談担当（内線432）　栄養・歯科担当（内線423）

児童発達支援センター・荒川たんぽぽセンター（荒川区立心身障害者福祉センター）

このようなご心配事はありませんか？

「言葉の成長がゆっくりかも…」「好きなことや自分のやり方にこだわりが強すぎる気がする…」「運動の成長がゆっくりだと思う…」「発音が聞き取りにくい…」など、お子さまの成長や発達について一緒に考えます。

対象者：荒川区に在住の18歳までのお子さまとその保護者

相談・問い合わせ 荒川たんぽぽセンター　荒川１-53-20　電話 3891-6824　FAX 3807-8483

荒川区子ども家庭総合センター

子ども家庭総合センターは、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関です。妊娠中の方や18歳未満の子どもとその保護者が対象です。

相談・問い合わせ 荒川１-50-17　電話 3802-3765

障害者福祉課

障害者福祉課では、障がい者の日常生活、施設入所、通所など障がい者福祉にかかわる相談を受けています。また、毎週火曜日の午後１時～４時は、手話通訳者が窓口で待機しています。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課
相談支援係　身体・知的障がい者担当（内線2685～2687・2690）
障害サービス係　心身障がい者（児）医療費助成担当（内線2683）
こころの健康推進係　精神保健福祉申請・難病申請（内線2688・2692）

東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、区市町村等への専門的な知識・技術を必要とする相談・指導などを行っています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳の交付や、東京都重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

問い合わせ 東京都心身障害者福祉センター
新宿区神楽河岸１-１東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階
電話 3235-2946　FAX 3235-2968

相談員制度

区から委嘱された民間の協力者で、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言と支援を行っています。身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課（内線2685）

発達が心配なお子さんの支援

発達に課題や障がいのあるお子さんが、住み慣れた地域でより良く生活していくために、ひとりひとりに合った支援を一緒に考え、自立を促す支援をしていきます。

児童発達支援★

一人ひとりの発達の様子や育みたい力に応じて、安心して楽しく過ごせるように支援します。活動や人との関わりを通して、生活習慣やコミュニケーションの力を育み、集団生活に適応できるように支援していきます。

相談・問い合わせ 荒川たんぽぽセンター　発達相談窓口　電話 3891-6824　FAX 3807-8483

保育所等訪問支援★

訪問支援員が園を訪問し、集団生活での“困りごと”に寄り添った支援を行います。園・ご家庭と一緒に、お子さまにとっての“安心できる園生活”をつくっていきます。

相談・問い合わせ 荒川たんぽぽセンター　保育所等訪問支援窓口　電話 3802-4328

＊福祉サービスのご利用の手続きについて

上記の★印がついている事業は、『福祉サービス等受給者証』が必要です。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

手帳の交付について

手帳は、障がいのある方を対象としたサービスを受けるための基本となるものです。サービスを受ける条件として手帳が必要かどうかは、サービスによりますので、各担当にお問い合わせください。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方で、障がいの程度・種類によって、１級～６級に該当すると認められた場合に交付されます。

申請後、約１か月から１か月半で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）FAX 3802-0819

愛の手帳

東京都が知的障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により１度～４度に区分されています。判定後、約１か月から１か月半で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819
子ども家庭総合センター（18歳未満の方への判定相談）　荒川１-50-17　電話 3802-3765
東京都心身障害者福祉センター（18歳以上の方への判定相談）
新宿区神楽河岸１-１　東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階　電話 3235-2946

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により１級～３級に区分され、２年ごとの更新が必要です。申請後、約３か月で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課こころの健康推進係（内線2688）FAX 3802-0819

健やかな成長のために（助成等）

心身障害者医療費助成（障）

重度の心身障がい児者が、病院・診療所などで診療を受けたとき、保険の自己負担分の一部を助成します。あらかじめ「障受給者証」の交付申請が必要です（受給者及び扶養義務者の所得条件有り）。

対象者：・身体障害者手帳１・２級の方（心臓・じん臓･肝臓・ぼうこう・呼吸器、もしくは直腸・小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの３級の方も含む）
・愛の手帳１・２度の方
・精神障害者手帳１級の方（平成31年１月１日から）
※次に該当する方は助成を受けられません。
・医療保険未加入の方　・生活保護を受けている方
・児童福祉施設等保険の自己負担のない施設に入所している方

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課障害サービス係（内線2683）FAX 3802-0819

住民税の障害者控除

本人又は同一生計配偶者・扶養親族のうち、障がい者に該当する方がいる場合、申告をすると所得控除が受けられます。

問い合わせ 区役所２階　税務課課税係（内線2316～2319、2321～2323）

育成医療給付

18歳未満の子どもで、身体障がいがあり、又は現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方で、手術等によって確実な治療の効果が期待できる方の保護者（区内在住）に対して医療費を助成します。

申請方法：必要書類を事前に提出してください。治療の予定が決まったらできるだけ早く申請してください。
※必要書類については、荒川区ホームページをご確認ください。

申請・問い合わせ 区役所北庁舎１階　保健予防課（内線430）FAX 3807-1504

荒川区ホームページ
「自立支援医療（育成医療費の支給）」
二次元コード

特別児童扶養手当

次のいずれかの障がいがある20歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です（障がい程度、所得等に条件有り）。

1　身体障害者手帳１～３級程度、下肢４級の一部
2　愛の手帳１～３度程度
3　上記１、２と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障がいがある方

※複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。
※父母又は養育者及びその扶養義務者の所得が基準額以上である場合、子どもが児童福祉施設等に入所している場合、又は障がいを理由とする公的年金を受けている場合は、支給されません。
※必要書類については、お問い合わせください。

申請・問い合わせ　区役所２階　子育て支援課子育て給付係（内線3816）

特別児童扶養手当受給者が受けられる優遇制度があります

必要な場合は、忘れずに手続きをしましょう。

- 水道の基本使用料、下水道料金の一部が免除されます。
- 粗大ごみ等処理手数料が免除されます。

障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給する手当です（受給者及び扶養義務者の所得条件有り）。

対象者：おおむね20歳未満の身体障害者手帳１、２級の一部又は愛の手帳１、２度程度の方、あるいは、これと同等の疾病、精神障がいの方等の障がい要件に該当する方

※対象者が児童福祉施設等に入所している場合、又は障がいを理由とする公的年金を受けている場合は、支給されません。

申請・問い合わせ　区役所１階　障害者福祉課障害サービス係（内線2683）　FAX 3802-0819

児童育成手当（障害手当）

次のいずれかの障がいがある20歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です（障がい程度、所得等に条件有り）。

1　身体障害者手帳１～２級の方
2　愛の手帳１～３度の方
3　脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

※子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、支給されません。
※必要書類については、お問い合わせください。

申請・問い合わせ　区役所２階　子育て支援課子育て給付係（内線3816）

心身障害者福祉手当

次のいずれかの要件に該当する場合に、20歳未満の子どもに支給される手当です。

1　身体障害者手帳３級の方
2　愛の手帳４度の方
3　精神障害者保健福祉手帳１級の方
4　指定の難病医療費助成を受けている方
5　指定の小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方

※扶養義務者の所得制限があります。
※児童育成手当（障害手当）との併給はできません。
※詳しい要件や申請方法についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ　区役所１階　障害者福祉課障害サービス係（内線2683）　FAX 3802-0819

東京都重度心身障害者手当

心身に重度の障がいを有する方で、次のいずれかに当てはまる方に対して支給される手当です。

① 重度の知的障がいを有し、かつ著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
② 重度の知的障がいと重度の身体障がいが重複している方
③ 重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の身体障がいがある方

※ 病院又は診療所に継続して３か月を超えて入院している場合は受給できません。
※ 施設・精神病床等に入所・入院している場合は受給できません。ただし施設によっては支給対象となる場合もあります。
※ 扶養義務者等の所得制限があります。
※ 詳しい対象要件や申請方法についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ　区役所１階　障害者福祉課障害サービス係（内線2683）　FAX 3802-0819

遊びに行こう！

子育て交流サロン

子育て交流サロンは、荒川区在住の０歳から３歳までの親子が安全に楽しく遊べるところです。

また、以下のサロンでは、お子さんの心身の発達の相談会や、同じ悩みをもった親御さん同士での交流会等を実施しています。事前予約を必要とする場合がありますので、ご利用の際は各サロンにお問い合わせください。

サロン名	曜日	時間	名前	内容	問合わせ先
汐入おもちゃ図書館 子育て交流サロン	水	午後２時30分 ～４時30分	レインボータイム	優先的にサロンを利用することができます。	汐入おもちゃ図書館 子育て交流サロン 5615-4815
	土	午後２時30分 ～４時			

サロン名	曜日	時間	名前	内容	問合わせ先
荒川おもちゃ図書館 子育て交流サロン	水・土	午後１時～３時	発達のゆっくりな子・障がいのある子の専用時間	専用でサロンを利用することができます。	荒川おもちゃ図書館 子育て交流サロン 3802-3338
きらきら 子育て交流サロン	月	午前10時～12時	らっこタイム （発達がゆっくりな子の専用時間）	専用でサロンを利用することができます。	きらきら子育て交流サロン 3805-5742
みんなの実家まちや 子育て交流サロン	第一月曜	午後２時30分～３時30分	ちょこっと発達相談	寝返り・ハイハイなど運動機能の発達について、理学療法士が相談に応じます。	みんなの実家@まちや 3809-4035
おぐぎんざおもちゃ図書館 子育て交流サロン	木	午後２時30分～４時30分	レインボータイム （発達がゆっくり枠）	優先的にサロンを利用することができます。	おぐぎんざおもちゃ図書館 子育て交流サロン 6240-8101
ilonaおやこの縁側 子育て交流サロン	金	午後１時～１時45分 午後２時～２時45分	発達気がかり相談&あそびサポート （要予約・優先利用枠）	手が出てしまう、落ち着きがない、言葉や体の発達が気になる、親子の場を利用し辛いと感じるお子様と保護者の方 遊びにいらしてください。	ilona おやこの縁側 子育て交流サロン 3800-2693
らぶゆあせるふ 子育て交流サロン	木	午後２時30分～４時30分	のんびりtime	専用でサロンを利用することができます。助産師に相談することができます。	らぶゆあせるふ 子育て交流サロン 090-5423-7920
えん子育て交流サロン	火	午前９時45分～12時	障がい・発達に心配がある子	専用でサロンを利用することができます。	えん子育て交流サロン 090-4834-6078
Coco-ogu 子育て交流サロン	火・木	午後０時30分～２時30分	Cocoちゃん's タイム （発達が心配な子の専用時間）	看護師や公認心理師（臨床発達心理士）に相談することができます。	Coco-ogu 子育て交流サロン 3894-4588

都立公園

都立公園では、窓口で手帳を提示すると無料で入場できます。

対象者：身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者

障がいのあるお子さんの保育・就学

保育園の入園について

保育課入園相談係にお申込ください。申請の際に、保育を必要とする状況を証明する書類とお子さんの健康状況をお聞きする書類を提出していただき、必要に応じ、保育コンシェルジュがお子さんを見させていただきます。

保護者の希望並びに心身障害者福祉センターの判定に基づき、支援が必要な園児に補助員を配置する場合があります。

相談・問い合わせ 区役所２階　保育課入園相談係（内線3825～3827・3847）

居宅訪問型保育事業について

障がいや疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんについて、ご自宅において１対１で保育を行います。保育課入園相談係にご相談ください。

相談・問い合わせ 区役所２階　保育課入園相談係（内線3825～3827・3847）

幼稚園の入園について

直接、各幼稚園・こども園にお申込みください。区立幼稚園・こども園では、特別な支援を必要とするお子さんについては、補助員の配置など園での支援体制を検討のうえ、入園を決定させていただきます。私立幼稚園については、各園により受け入れ状況が異なりますので、直接お問い合わせください。

相談・問い合わせ 教育センター特別支援教育係（内線3334・3335）※区立幼稚園

小・中学校への入学について（就学相談）

特別な支援を必要とする子どもの教育の場として、区立小中学校には特別支援教室や特別支援学級があります。また、障がいの種別によって校種が分かれている都立特別支援学校もあります。お子さんの障がいの程度や特性に応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談を行っています。

相談・問い合わせ 教育センター特別支援教育係（内線3334・3335）

障がいのあるお子さんの福祉サービスなど

児童福祉法による障害児通所支援

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

●放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

●**保育所等訪問支援**

保育所等に出向き、通園する児童に対して、集団生活への適応に向けた専門的支援を行います。

●**居宅訪問型児童発達支援**

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練といった支援を行います。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

障害者総合支援法による福祉サービス

●**居宅介護（ホームヘルプ）**

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

●**短期入所（ショートステイ）**

自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います（宿泊を伴う場合）。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

日中一時支援事業

夕方から夜にかけて、主として知的障がいのある方に活動の場を提供し、夕食や入浴の提供、及び見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

実施場所：スクラムあらかわ　町屋６-28-13

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

●**タイムケア**

特別支援学校等に通学する小中高生等の下校後に活動する場所を提供し、社会生活に適応するため、交流、創作的活動等の指導及び援助を行います。

実施場所：おぐのあかり　　西尾久５-15-15

生活クラブスニーカー　西日暮里６-25-３

●**施設タイムケア**

障がい者（児）に対して宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、当該施設において日常生活の援助、日中活動の支援を提供します。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

重症心身障害児者等在宅レスパイト事業

医療行為が必要な重症心身障がい児者等の居宅又は特別支援学校へ家族に代わって介護ができる看護師を派遣し、家族の介護負担軽減を図ります。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

医療的ケア児等家庭家事サポート事業

医療的ケア児等がいる家庭が抱える状況を踏まえ、医療的ケア児等と暮らすきょうだい児がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、きょうだい児が保護者とふれあう時間等を確保できるよう支援を行います。

問い合わせ 区役所１階　障害者福祉課相談支援係（内線2685）　FAX 3802-0819

医療的ケア児等地域コーディネーター

医療的ケア児等とその家族、関係者からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口を基幹相談支援センターに設置しました。医療的ケア児等地域コーディネーターがご相談に応じます。

問い合わせ 荒川区障害者基幹相談支援センター　南千住１－13－17　荒川区福祉部分室１階
電話 3801-8060

学齢児理学療法訓練

荒川たんぽぽセンターでは、肢体不自由がある学齢児を対象に、理学療法訓練を行っています。電話で相談日を予約していただきますが、病院の主治医に荒川たんぽぽセンターで理学療法訓練を受けることを相談し、了承を得たうえでご連絡ください。

相談・問い合わせ 荒川たんぽぽセンター　荒川１-53-20　電話 3891-6824　FAX 3807-8483



memo